| 会　議　報　告　書 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会　議　名 | 第６回草津市あんしんいきいきプラン委員会 | | | | | |
| 開催日時 | 令和２年８月２０日（木）１４：００～１６：１０ | | | | | |
| 開催場所 | 南部健康福祉事務所（草津保健所）　３階大会議室 | | | | | |
| 委　　員 | 役　職 | 氏　　名 | 出欠 | 役　職 | 氏　　名 | 出欠 |
| | 委員長 | 佐藤 卓利 | 出席 | 委　員 | 毛利 由美子 | 出席 |
| | 副委員長 | 谷 勝久 | 出席 | 委　員 | 川那部　光子 | 出席 |
| | 委　員 | 鈴木 孝世 | 出席 | 委　員 | 寺嶋　和男 | 出席 |
| | 委　員 | 山本 博一 | 出席 | 委　員 | 中村 しづ子 | 出席 |
| | 委　員 | 廣嶋　惠子 | 出席 | 委　員 | 斉藤 洋子 | 欠席 |
| | 委　員 | 中島 大輔 | 出席 | 委　員 | 山本 進 | 欠席 |
| | 委　員 | 矢野 実千代 | 出席 | 委　員 | 荒森 紀子 | 出席 |
| | 委　員 | 小川　義三 | 出席 | 委　員 | 芝田　敏夫 | 出席 |
| | 委　員 | 新村 真喜子 | 出席 | 委　員 | 竹村　和昭 | 出席 |
| | 委　員 | 水永 美保子 | 欠席 | 委　員 | 吉岡 孝治 | 欠席 |
| 事　務　局 | 健康福祉部：江南副部長 | | | | | |
| | 長寿いきがい課：小寺課長、岡村係長、青木係長、岩瀬主査、中西主査、川越主査 | | | | | |
| | 介護保険課：原田課長、相井課長補佐、島川課長補佐、木村副参事 | | | | | |
| | 地域保健課：松本課長、高井係長 | | | | | |
| そ　の　他 | 傍聴者　３名 | | | | | |

## １．開会

【委員 20 名中 16 名の出席をいただき、事務局より開会を宣言】

## ２．委員・事務局自己紹介

【事務局より新委員の紹介】

## ３．議事

（１）第５回委員会の御質問について

（２）第７期計画の事業実績・評価について

○事務局【資料２、資料３に基づき説明】

○委員　老人クラブは、それなりの奉仕や役割等を伴って活動する団体である。地域のサロンと違いがあるが、認識されているか。

○委員長　老人クラブは老人福祉法に規定された、法的根拠のある団体であり、地域のサロンは市独自の施策として介護予防等に取組を行う団体であると理解している。

○委員　サロンには何の束縛もなく参加できるが、老人クラブの会員には奉仕や役割がある。クラブの会員減少の背景には、その役割を敬遠してサロンに参加する人が増えているのではないか。市がサロンの活動を推奨することでクラブの減少につながっているのではないかと感じる。

○委員長　老人クラブの参加資格は何歳からか。

○委員　地域によって異なり、60～65 歳である。

○委員長　私も参加できるが、その認識がなかった。今の問題提起について意見はあるか。

○副委員長　老人クラブの会員数が減少しているので、老人クラブを活性化する方法を考えていただけるとありがたい。サロンの数は多く、老人クラブを辞めてサロンに参加する人が増えている。サロンは市全体で 157 箇所とあるが、参加者が固定化してきている。もっと家の近くで参加しやすいサロンがあればよいと思って、私は空き家を活用してミニサロンをしている。近所でも今まで話したことがない人が参加して喜んでもらっている。

○委員長　他の論点でも良いので他にあるか。

○委員　資料３の 10 ページ、地域包括支援センターの機能強化について、今後どのように考えているか。高齢者問題が複雑化してきており、家族や世帯を捉えた支援体制を考えていかなくてはならないこともあるし、生活困窮や障害等、様々な課題が入り混じっている中で、地域包括支援センターの機能強化をするにあたって、障害者や生活支援も含めた横のつながりをもった連携機能の強化が必要ではないか。

○委員長　委員で地域包括支援センターの運営に関わっている人はいるか。先日、私も地域包括支援センターの会議に出たが、横のつながりが大事だが思うようにはいっていないと感じた。通り沿いの旧コンビニ跡にできた地域包括支援センターは人目につきやすいが、他は地域包括支援センター業務を受託している法人の本体施設の一角に設置されており、市民には一目で分からない。

○委員　身近な相談窓口としての役割があるが、市民に知られていないと意味がないので、知ってもらえるような工夫が必要である。また、地域包括支援センターに相談に行っても、そこで解決できないこともある。市の部署のなかで横のつながりを強化することで、地域包括支援センターの機能強化につながると思う。

　もう一点、資料３の 15 ページ「サービスの質の向上と円滑な利用の促進」の「（50）ホームページなどを活用した介護サービス事業所情報の提供」の評価がずっと「Ｂ」である。ケアマネジャーの立場では、事業所情報は情報公開システムを使うが、市民向けの市内事業所の紹介冊子を是非作ってほしい。マップで市内のどこにあるかが一目で分かるようになっているとわかりやすい。

○委員長　今の要望に対してはどうか。

○事務局　以前に冊子化していた時期もあった。県のホームページに事業所の自己評価が掲載されており、ケアマネジャーは事業所の自己評価を参考に利用者へ提案ができると思うので、滋賀県の介護サービス情報公表システムにリンクしていない点は早急に対応したい。冊子化については事業所名の一覧になってしまう。冊子化についての具体的な検討はしていないが、今のところ予定していない。

○委員　冊子化することで情報公開システムに載っていない、事業所としてＰＲしたい情報も載せることができる。それぞれの事業所が書いた内容を冊子にすれば良いと思う。利用者目線で分かるような情報がほしい。

○委員長　利用者が介護サービスを利用するときは、まずケアマネジャーに相談して事業所を選ぶ。介護事業所の情報提供の在り方について、ケアマネジャーの立場で意見をお願いしたい。

○委員　例えば、通所サービスを利用したい人には、自分が持っている情報を提供したうえで、体験利用につなげ、相談のうえ選んでいただいている。パンフレットを見るだけでは、利用者にとっては同じように見えてどこがいいのか分からないと思う。

○委員　訪問看護に関しては、看護協会が圏域ごとに事業所リストを作成している。具体的に利用できる対象者や事業所の特徴を書いた一覧表を作っている。それを居宅介護支援事業所に渡している。一覧表があれば目安として分かりやすいと思う。

○委員長　質問、評価についてどうか。

○委員　資料３の 14 ページに書かれている特別養護老人ホーム 150 床はどこにあるのか。それから、「住まいのバリアフリー化の支援」の実績は何件か。

○事務局　多床室型は、今年１２月に開設する「茜の郷」で、ユニット型は７月に増床した「えんゆうの郷」である。「住まいのバリアフリー化の支援」の実績は、介護保険で行っている住宅改修で、年間 360 件ほどである。

**（３）第８期計画における基本目標等について**

○事務局【資料４－１、４－２に基づき説明】

○委員　第８期計画におけるサービスの金額が出ていないが、計画には出てこないのか。

○事務局　今後、人口推計、サービス利用料の見込みを行ったうえで、必要な保険料を算定していく。計画書に利用料の記載はしていないが、本市が発行している「高齢者をささえるしくみ」の冊子に利用料の目安を記載している。

○委員長　介護保険事業の仕組みは全国共通である。３年ごとに収支のバランスをとって計画を立てており、財源は保険料と国・都道府県・市区町村の税金である。次の３年間で市がどのようなサービス給付を行うかを決めて、最終的に３月末に議会を通して決まる。現段階では、計画の基本理念、基本目標を検討しており、この限りでは利用料や保険料は出てこない。保険料の金額は、国がサービス単価を決めた後に決定されるが、おおよそのサービスの金額は、先ほど紹介された冊子に財源も含め、分かりやすく書いてあるので参考にしてほ

しい。

私の方からお聞きしたいのだが、「新型コロナウイルスとの共生」についての意見があればお聞きしたい。

○委員　「共生」とは、共に仲良く元気に生きるというニュアンスを感じるので、「ウイルスと共生」というのはなじみがないと思う。ウイルス学的に言うと、ウイルス感染の問題は、人間の生業が生み出したもので、人類が野生の世界に足を踏み入れたことによりこのような事態になっている。

新型コロナウイルスの遺伝子情報はＲＮＡで、人のＤＮＡと比べて変化のスピードが速い。感染症学会では、すでに第３世代型に変異していると言われている。

若年者の感染が増加しているが、ほとんど軽症か無症状である。一方で高齢者は重症化しやすいことが分かっており、侮ってはいけない。これからは、コロナとうまく付き合っていく知恵をつけていかなくてはいけない。このような対面形式の会議の開催ができなくなることも考えられ、費用がかかること、また対面と比較して意思疎通が図りにくいという課題はあるが、Ｗｅｂ会議を推進していかなくてはならない。今後の新型コロナウイルスとの付き合い方について、草津市が旗振りをしていくことになるだろうが、大変だと思う。

○委員長　しばらくコロナと付き合うことを前提とした「あんしんいきいきプラン」になるということである。

○委員　「新型コロナウイルスとの共生」のなかで「新型コロナウイルス流行下における高齢者福祉施策の展開」とは具体的にどうするのか。緊急事態宣言下で、人数を減らしてサービスを提供したりすることで、利用者が減り、売り上げが減ってしまうことがあった。こういったことに対し、具体的に市はどういった施策を考えているのか。

○委員長　先日のＺｏｏｍ懇談会の際に教えてもらったが、介護サービスの利用者が減ったことにより、国は一時的に介護報酬の上乗せを認め、単価を上げることにしたが、それは利用者の負担が増えることになってしまう。保険者として、市はどういう方向で考えているのか教えてほしい。

○事務局　国では経済産業省での持続化給付金の支給や、厚労省でのマスクの配布などを行っている。市としては国や県を補完する支援を行いたいが、予算を伴う話でもあるので、現時点で明確な答えはできない。

○委員　「第８期計画における基本目標の設定について」の中で、７番目に「災害や感染症対策に係る体制整備」が追加されているのは評価できる。国の感染症対策では、増加した費用に対する補助制度はあるが、介護報酬自体に対する上乗せは無い。大津市では独自施策として、昨年と同月で 25 万円以上減収した事業所を対象に市から一定の補助を行う制度を設けている。在宅サービスは市域を超えて利用するので、各市町が何らかの形で事業者を支援していくようにしてほしい。

　県内で発生したクラスターの件で視察に行った際に聞いた話だが、入居施設の感染は一定終息したものの、ショートステイやデイサービス事業においては、市民より事業者からの風評被害が多かったとのことである。こういったことが起こらないよう、保健所任せではなく、市から事業者に対する研修を広げてほしい。

○委員長　事業者の立場からの発言だったが、他にはないか。

○委員　特別養護老人ホームの立場からの意見だが、先ほど説明のあった多床室型の特別養護老人ホームは、ユニット型が広がる中で初めて多床室型の認可が下りたケースである。

利用者にとっては安価な多床室型を希望する人も多いが、コロナの感染症対策で個室化が進められるのと矛盾する。第８期においては、感染予防と利用者の負担減、事業所の利益確保といった矛盾をたくさん抱えていると感じる。事業所だけでは解決できない。市民や利用者の意見を踏まえながら、施策を考えていかなくてはならない。

○委員長　感染防止対策として、どのようなことを行っているのか。

○委員　玄関先や会議室にいる家族との画面上での面会や、窓越しでの面会を行った。今現在は看取り対応以外は、家族に中に入ってもらえない。

○委員長　自分の母親が入居している有料老人ホームにＺｏｏｍで面会できないかと提案したが、できないと言われた。

○委員　私のところでも Zoom での面会を検討したが、利用者にパソコンの操作を任せられないのでスタッフがつかないといけなくなる。スタッフが手薄な状況で難しいと判断した。

**（４）第８期計画策定における具体的事業の整理について**

○事務局　【資料５に基づき説明】

○委員長　第１期からこのスタイルでやってきて、事業も充実してきたと思う。ただ、計画を作ることも大事だが、作った後のチェックが大事である。今年度は策定年度なので会議の回数が多いが、他の年は３回くらいである。その回数の中で、プランを作った後のチェックをどうしていくかについて、委員会として問題意識をもって考えないといけないと思っている。

○委員　５月から開設された草津市在宅医療介護連携センターの実績はどうか。

○事務局　相談件数の実績数を持ち合わせていないが、市役所にあった時よりも相談が増えていると聞いている。専門職向けの研修会等は、コロナの影響でまだ開催できていない。Ｚｏｏｍでの開催や、小規模で実施できないかをセンターの職員と相談中である。

○委員長　草津市在宅医療介護連携センターはどこに開設されたのか。

○事務局　去年まで市役所内に相談窓口があったが、現在は、草津総合病院内の部屋を借りて、保健師１名と、相談員１名の２名体制で対応している。

○委員長　市民ではなく専門職が相談する窓口という理解でよいか。

○事務局　市民からの相談は、ケアマネジャーやかかりつけ医、地域包括支援センターの職員等が受ける。連携センターは病院や事業所間の連携や困りごとを相談できる窓口である。

○委員長　コロナ渦中で始まったが、連携をしていくうえでは、対面ではなく、インターネット等を利用した工夫がされることを期待している。

（５）草津市認知症施策アクション・プランについて

○事務局　【資料６に基づき説明】

○委員長　今の認知症施策について、意見や質問はないか。

○委員　新しく始まった「認知症高齢者等個人賠償責任保険」について知りたい。掛金がいくらくらいかかるのか、毎年更新になるのか、補償を受けるのは一度きりなのか、また本人が申し込むのは難しいと思うが、代理で手続きできるのはどのような人か、これらのことについて教えてほしい。

○事務局　「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の制度は６月中旬に開始したところである。認知症の方が故意にではなく、相手方に何らかの損害を負わせてしまい、損害賠償が発生した場合に最大１億円を補償するものである。手続きは家族やケアマネジャーが代理で行っていただくことで申請を受け付けている。対象者は、認知症の診断を受けている人や、認知症の疑いがある人で、市の方で認定調査の資料等を確認するなどして一定判断をしている。掛金は１，５００円程度で契約しているところであり、市の予算で対応しており、本人負担はない。毎年度更新いただくように案内する予定である。一度保険適用を受けても、継続して利用いただけるような制度にしていきたいと考えている。

○委員　保険が適用されるのは、相手に損害を与えたときだけか。例えば、入れ歯や杖など、物をなくしたときに使えるのか。

○事務局　あくまで他人に損害を与えた場合が対象であり、本人の所有物をなくしたことに対しては対象外となっている。

○委員長　この保険は、市が民間保険会社と契約して保険料は市が負担するということだが、保険の加入者が増えれば増えるほど草津市の支出は増えるという構造か。

○事務局　単純に 1 人当たり幾らを積み上げて契約金を算出しているわけではないので、

必ずしも比例して増える仕組みにはなっていない。

○委員長　契約期間は 1 年で年度更新していき、利用者数が増えれば額が変わっていくということだ。

○委員　認知症であることを本人が認めない場合も考えられるが、そういった場合、家族や医師が認めれば対象となるのか。対象者の基準はどうなっているのか教えてほしい。

○委員長　資料６の２９ページに説明がある。事前に何か登録するのか。

○事務局　保険に加入していただくには、従前から運営している見守りネットワークに登録している人が対象となる。認知症の診断がある人、過去の調査の履歴から認知症の疑いがあると確認できる人、家族からの聞き取り等で対象になるかを判断する。

○委員長　始まったばかりなので市民への周知が課題である。

○委員　２０００年に介護保険制度が始まった時から、この計画（介護保険事業計画）があると聞いたが、当初から計画の名称は今のもの（草津あんしんいきいきプラン）なのか。

○事務局　１０年以上前は違う名称だったと記憶している。２回くらい名称は変わったと認識している。

○委員長　「あんしんいきいきプラン」は市民に親しみをもってもらうための愛称で、法的には、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」である。

先ほど言ったように、計画は作るだけでなく、作るまでの過程、そして作った後に実施されているかを市民の目線でチェックしていくことが大事である。市民が計画の策定過程をきちんと把握できるようにするためには、定期的に委員会を開催する必要がある。市では多くの委員会が立ち上がっているが、内容を整理したうえで委員会の場をまとめるなど、市民が日常生活のなかで時間を割いて考えるための工夫が必要である。

以上